

湖西市農業委員会議事録 (3 月)

招 集 年 月 日	令和 6 年 3 月 15 日 (金)									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		3 月 15 日(金) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗	
	閉 会		3 月 15 日(木) 午後 2 時 22 分				議長		内山 吉朗	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	▲	10	山本 晴夫	▲				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会議録署名委員	6 番		河邊 勝彦				14 番		外山 雅子	
職務のため出席 した者の職氏名	局 長		工藤 崇裕				次 長		吉田 善行	
	副主任		朝倉 麻貴							
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 11 号 非農地証明願について 議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 6 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 7 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 8 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 9 号 農地の耕作目的変更届書受理について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 6 年 3 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 2 番の内山委員、10 番山本委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 12 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長代理からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

会長都合により欠席なので、代わりに務めさせていただきます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 3 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長代理をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 6 番の河邊勝彦委員、14 番の外山雅子委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 4 件です。

申請番号 17 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 17 番

及び図面の No.1 です。申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、1060 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については隣接している自己所有地と併せて落花生、玉ねぎを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。高須委員、補足説明をお願いします。

高須委員

3月9日に深田推進委員と該当の箇所を調査しました。東側に水路があって、その周りは畑になっていまして、面積は本当に猫の額くらいで、周りの畑と一緒に耕してありまして、そのまま耕作をするというか、境目がないというか、ほとんど一体になっていまして、名義上の問題だと思います。このまま畑で運用してもらえれば何ら問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号18番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号18番、及び図面の No.2 です。区分地上権者は、[REDACTED]に本社を置き太陽光発電事業を生業とする法人で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]のところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号19、20番について一括して説明します。資料は議案書の2ページ、番号19、20番及び図面の No.3 です。19番の賃借人は[REDACTED]に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者で、20番の区分地上権者は浜松市中央区に本社のある法人で太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたと

ころ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の許可要件を満たし、かつ全部効率利用要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 9 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 6 件です。

申請番号 11 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 11 番、図面は No. 4 です。申請者は[]に本社を置き、土木工事業を営む法人で、この度資材置場を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[]のところに位置する農地で住宅や道路で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 162 m²に碎石やバリケード等の置場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員補足説明をお願いします。

態ではあって、駐車場になったり、いろいろ農地としての使用をしていない場所でした。碎石等が敷かれており、今駐車場の契約が切れたのか、車が止まっている状態ではありません。西側と東側にコンクリートの擁壁があって、西側の今空き地となっているところから 1m 位上がって現況になっています。ちょっと擁壁にひび割れとかずれが見られますが、特段問題ないと思いますので、許可相当だと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 12 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 12 番、図面は No. 5 です。この度駐車場を設置するための申請に及んだものです。申請地は [REDACTED] のところに位置し、住宅や河川で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 16 m² に軽自動車 2 台の駐車場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、碎石敷きとし、雨水は地下浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。外山委員補足説明をお願いします。

外山委員

3 月 8 日に松井推進委員と現地確認してきました。今回駐車場の敷地がほしいということで、この申請地は [REDACTED] 沿いの道路のすぐ北で、そのすぐ北側に自宅があるのですが、申請地はずっと空き地になっていて、譲渡人の [REDACTED] さんは遠方に住んでいるため、管理も行き届かないということで、車 2 台分の広さを購入したということで、問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 13 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 13 番、図面は戻りまして No. 2、別添資料 1 です。賃借人は、[REDACTED] に本社を置き、太陽光発電事業を営む法人で、今回 3 年の賃借権の期限が切れるため更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条の 18 番で説明しましたとおり、[REDACTED] のところに位置する農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である

一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、約1.627㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1368㎡のうち支柱部分3.11㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は榊を10aあたり141株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約150cm、幅100cmとなっております。過去の害虫の影響などにより、何回も植え替えたのですが、2023年は枯れたものもほぼ無く、よく育ったとのことですが、今後も除草、消毒、剪定を定期的に行い、引き続き管理していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

伊藤推進委員と現地確認に行っていました。最近、雨が多いせいもあって、水がたまったような場所が何か所か見受けられまして、写真でもわかるとおり、草が結構生えております。現状全てを見渡たしますと、状況が良いとは言えない状態で、もちろん植え替えをした幼木もありましたし、場所的に湿気るようなので、何かを育てるのには不向きな感じがします。現状そこそこ手は入れているような状態ですので、問題視するまでもないかと思って見てまいりました。以上です。

事務局

続きまして申請番号14番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号14番、図面のNo.3、別添資料2です。賃借人は、[REDACTED]に本社を置き、太陽光発電事業を営む法人で、今回3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条の19、20番で説明しましたとおり申請地は、[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、約1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1387㎡のうち支柱部分3.04㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊を10aあたり137株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は150cm以上、

幅約 100 cm となっており、害虫被害にあった榊については消毒や植え替え等を行い、状況を見てその都度対応しながら営農を行っている状態です。今後も害虫被害に気を付けながら、除草、消毒、剪定を行い、引き続き管理していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

同じく 3 月 8 日に松井推進委員と現地確認してきました。どこの畑を見ても同じような感じで、枯れたら植替えをするというような感じで、それでも一番北側の畑はだいぶ大きく成長していました。添付資料の榊もまあまあ大きく映っていますけど、一番南側の榊は日が当たりすぎるのかもしれないですけど、すごく小さくて枯れかけていて、成長はいまいちでした。草が一年中蔓延っていて、だいぶ長さも出てきているので、除草作業が必要だなと見てきました。以上です。

事務局

申請番号 15 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 15 番、図面は No. 6 です。この度資材置場を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] のところに位置し、森林や道路で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 1708 m²に仮設資材置場、碎石置場、砂置場、重機置場、ダンプ置場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、碎石敷とし、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。外山委員補足説明をお願いします。

外山委員

同じく 3 月 8 日に松井推進委員と現地確認してきました。申請地は以前 [REDACTED] の駐車場として使用されていたところなのですが、[REDACTED] が閉鎖された以降は空き地になっていました。今回 [REDACTED] の長男が土地を購入

して資材置場にするという事です。申請地の北側と、西側の道沿いに民家がありますが、特別影響があるということはないと思います。以上です。

事務局

申請番号 16 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 16 番、図面は No.7 です。申請者は[]に本社を置き、太陽光発電事業を営む者で、この度太陽光発電施設の建設をするための申請に及んだものです。申請地は[]に位置する農地で、IC から 300m 以内の農地であるため、第 3 種農地と判断いたしました。審査したところ、事業計画は、1828 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.556 m²を 434 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。正田委員、補足説明をお願いします。

正田委員

荻野推進委員と現地を確認しに行きました。申請地は、[]沿いの[]の駐車場の南側となります。この辺は 1 枚当たり 3 畝から 4 畝くらいの狭い土地がずらっと並んでいて、誰も耕作していなくてずっと荒れています。この 1 つ東側が既に太陽光になっていて、この 50m 西側も太陽光になっています。誰も耕作していなくて周りへの影響もないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 10 号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 11 号非農地証明願について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に議案書の修正があります。資料 7 ページをご覧ください。申請番号 4 番から 6 番につきまして、申請者より取下願が提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、非農地証明願につきまして、申請件数は 1 件です。申請番号 3 番について説明します。議案書の 7 ページ、番号 3 番、図面の No. 8、別添資料 3 をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの [REDACTED] さんです。申請地は [REDACTED] のところに位置します。現状は山林で非農地となった経緯は、平成 16 年頃から手間不足のため不耕作としていたため、山林となりました。とのこと。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員 3 月 7 日に石田推進委員と現地を確認に行きました。申請地は何十年も耕作されていないようで、周辺の山林と一体化しており、この場所に入るのにも困難な状況となっておりました。現状を考えましても、農地への復元は困難であり、非農地証明を交付することに何ら問題ないと思います。以上です。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 11 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 12 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書 9 から 11 ページをご覧ください。

公告予定が 3 月 19 日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 53 筆、37,772.64 m²の内、13 筆 9,943.64 m²が新規、残り 40 筆、27,829.00 m²が更新であります。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 12 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 16 ページをご覧ください。報告事項第 6 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 18 ページをご覧ください。報告事項第 7 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 20、21 ページをご覧ください。報告事項第 8 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 22 ページをご覧ください。報告事項第 9 号について、農地の耕作目的変更届による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 次回の定例会は、4 月 15 日（月）午後 2 時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 3 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 22 分
